

呉市立港町小学校学校運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市立港町小学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等について、呉市学校運営協議会規則（令和5年呉市教育委員会規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、呉市立港町小学校内に置く。

(意見の申出)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に意見を述べることができる。

- (1) 学校経営計画に関する事項
- (2) 学校評価に関する事項
- (3) 授業及びその他の教育活動に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、学校運営の全般について、委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

(運営状況に関する評価)

第4条 協議会は、学校の運営状況について毎年度1回以上評価し、その結果を公表しなければならない。

2 前項の評価は、呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則（昭和32年呉市教育委員会規則第3号）第2条の3に規定する学校関係者評価とすることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）の記録は、事務局が別紙様式1により作成するものとする。

2 会議の記録は、会長の承認を得た上で、会議の資料と共に事務局で5年間保存するものとする。

(会議の傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別紙様式2）に必要事項を記載し、会長に提出しなければならない。

2 前項で得た個人情報は、適切に管理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。